

エココミュニティ会議活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内各地域における環境保全及び西宮市環境計画の推進を図るため、「エココミュニティ会議設置要綱」に基づき設置されたエココミュニティ会議（以下「会議」という。）が行う環境保全活動に対して行う補助金の交付について、「補助金等の取扱いに関する規則」（昭和57年西宮市規則第81号。以下「補助金規則」という。）に規定するものの他、必要な事項を定める。

(対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業は、西宮市環境計画に基づく事業で、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 地域の環境課題を抽出し、課題解決に向けて行う活動
- (2) 地域における環境まちづくり推進のために必要な事業
- (3) その他市長が必要と認める事業

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、補助対象事業を行うために必要な経費のうち、謝礼金（講師謝金）、事務費（消耗品費、印刷費、雑役務費）その他市長が必要と認めるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金を受けようとする会議は、補助金規則第7条の補助金等交付申請書を提出しようとするときは、同条第1号から第3号までに掲げるものの外、当該会議の活動組織概要書を添付しないとイケない。

2 市は、補助金規則第7条の補助金等交付申請書を受理したときは、その内容を西宮市環境計画推進パートナーシップ会議（以下「パートナーシップ会議」という。）に報告するものとする。

(補助金の算定)

第5条 補助金の額は、10万円を限度として、予算の範囲内で市長が定める。

(実績報告)

第6条 補助金の交付を受けた会議は、補助金規則第14条の補助事業等実績報告書を提出するときは、同条1号に掲げるものの外、当該会議の年間活動報告書を提出しなければならない。

2 市は、前項の活動報告をパートナーシップ会議へ報告するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるものの外、必要な事項は市長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成17年11月1日から実施する。
- 2 当分の間、第5条に規定する補助金の交付限度額は、市長が別に定める額とする。
- 3 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年4月8日から実施する。